

店頭商品デリバティブ取引説明書 新旧対照表 (下線部が変更箇所)

新	旧
<p>店頭デリバティブ取引のリスク等重要事項について</p> <p>P2</p> <p>・ 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます。(相対取引)                  お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。CMC Markets Japan株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁 <u>IGマーケット証券株式会社</u> 金融商品取引業：日本国金融庁 <u>ODL JAPAN株式会社</u> 金融商品取引業：日本国金融庁</p> <p>DMM CFD-Commodity 取引のリスクについて</p> <p>P4 <u>○マージンカットにおけるリスク</u></p> <p><u>毎営業日ごとの証拠金維持率判定時刻において、証拠金維持率が100%を下回った場合には、お客様の発注済み未約定新規注文及び出金予約は全て取消処理をします。出金予約をされている場合には、その出金予約を取消します。</u></p> <p><u>振込人名義相違、クイック入金エラー、銀行休業日等により入金期限までに入金当社で確認できない場合には、当社がお客様に事前</u>  <u>に通知することなく、お客様の計算において、当社所定の方法で、当該ポジションを反対売買により強制決済（マージンカット）</u>  <u>します。入金期限日の終値と翌営業日の始値が乖離する場合・その他理由がある場合には、大きく乖離して約定することがあり、その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる可能性があります。なお、発生した不足金額はお客様が当社へ速やかに入金するものと</u>  <u>します。DMM CFD-Index 取引、DMM CFD-Commodity 取引の区分ごとにそれ</u></p>	<p>店頭デリバティブ取引のリスク等重要事項について</p> <p>P2</p> <p>・ 当社は、お客様の相手方となって取引を成立させます。(相対取引)                  お客様との取引から生じるリスクの減少を目的とし、カバー取引を次の業者と行っています。CMC Markets Japan株式会社 金融商品取引業：日本国金融庁 <u>エフエックス・オンライン・ジャパン株式会社</u> 金融商品取引業：日本国金融庁 <u>ODL JAPAN株式会社</u> 金融商品取引業：日本国金融庁</p> <p>DMM CFD-Commodity 取引のリスクについて</p> <p>新設</p>

ぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。マージンカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。

P5 ○ロスカットにおけるリスク

当社の DMM CFD-Commodity 取引では、証拠金維持率が 50%を下回った段階で保有している全ての建玉を自動的に決済するロスカットルールを設けておりますが、相場の状況・前日の終値と当日の始値が乖離する場合・各メンテナンスの開始前と終了後の価格が乖離している場合・その他理由がある場合には、大きく乖離して約定することがあり、その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる可能性があります。なお、発生した不足金額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。また、DMM CFD-Index 取引、DMM CFD-Commodity 取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。ロスカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。システム障害等の原因により、予定された通りにロスカット取引の手続きが行われなかった場合、想定以上の損失が発生し、又は預かった証拠金以上の損失が発生するおそれがあり、また、その場合の原因が当社の責に帰すことができない事由については、免責とすることがあります。

DMM CFD-Commodity 取引の仕組みについて

P10 お取引について

2. 取引単位

OIL/USDは10単位（1Lot）とします。

P4 ○ロスカットにおけるリスク

当社のDMM CFD-Commodity取引では、証拠金維持率が100%を下回った段階で保有している全ての建玉を自動的に決済するロスカットルールを設けておりますが、相場の状況・前日の終値と当日の始値が乖離する場合・各メンテナンスの開始前と終了後の価格が乖離している場合・その他理由がある場合には、大きく乖離して約定することがあり、その損失はお客様が当社に預託した金額以上になる可能性があります。なお、発生した不足金額はお客様が当社へ速やかに入金するものとします。また、DMM CFD-Index取引、DMM CFD-Commodity 取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。ロスカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。

DMM CFD-Commodity 取引の仕組みについて

P9 お取引について

2. 取引単位

OIL/USDは10単位（1Lot）とします。

GAS/USDは100単位（1Lot）とします。  
GOLD/USDは1単位（1Lot）とします。  
SILVER/USDは10単位（1Lot）とします。  
一度の最大発注数量（上限）は全銘柄200Lotまでとします。同一価格に対する最大注文数量は200 Lotまでとします。但しマージンカット及びロスカットは除きます。  
※時間成行注文における同一時刻に対する注文も含まれます。

P11 6. ロールオーバー（決済日の繰延）

通貨の転売又は買戻しによる決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。ロールオーバーによる繰り越しは、11「取引時間」に記載の「メンテナンス時間」に実施されます。

P11 8. マージンカットルール

毎営業日マーケットクローズ後メンテナンス中の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合、追加証拠金が発生します。お客様は追加証拠金発生日のマーケットクローズ後のメンテナンス開始前までに、以下のいずれかの方法で追加証拠金の差し入れ等で追加証拠金額を0円とする必要があります。

(1) 追加証拠金額以上のご入金をすること。（FX口座からの振替入金DMMCFD-Commodityからの振替入金も含まれます。）

(2) 未決済ポジションの全部を決済すること。

(3) 未決済ポジションの一部決済、または、未決済ポジションの一部決済と追加証拠金額の一部入金により追加証拠金額を0円とすること。

GAS/USDは100単位（1Lot）とします。  
GOLD/USDは1単位（1Lot）とします。  
SILVER/USDは10単位（1Lot）とします。  
一度の最大発注数量（上限）は全銘柄200Lotまでとします。同一価格に対する最大注文数量は200 Lotまでとします。但しロスカットは除きます。  
※時間成行注文における同一時刻に対する注文も含まれます。

P10 6. ロールオーバー（決済日の繰延）

通貨の転売又は買戻しによる決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。ロールオーバーによる繰り越しは、10「取引時間」に記載の「メンテナンス時間」に実施されます。

新設

追加証拠金発生日のマーケットクローズ後のメンテナンス開始前までに、追加証拠金額が0円とならない場合には、追加証拠金発生日の翌営業日のマーケットオープン後に、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社所定の方法で、当該ポジションを反対売買により強制決済（マージンカット）します。詳しくは「14. 証拠金」の「(7) 追加証拠金の取扱い」をご参照下さい。ただし、相場が急激に変動した場合には、マージンカットがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。DMM CFD-Index 取引、DMM CFD-Commodity 取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。マージンカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。

※追加証拠金額は、取引画面でご確認いただけます。

※相場変動等により証拠金維持率が100%以上に回復したとしても追加証拠金額は0円にはなりません。

#### P12 9. ロスカットルール

お客様の損失が当社所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済することがあります。（「ロスカットルール」といいます。詳しくは「14. 証拠金」の「(8) ロスカットの取扱い」をご参照下さい。）ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

当社は次の各号に定める事項にお客様のポジションが該当した際には、ロスカットルールを発動し、お客様に通知することなく、当社所定の方法において当該ポジションを反対売買し、決済する

#### P10 8. ロスカットルール

お客様の損失が当社所定の水準に達した場合、お客様の建玉を強制的に決済することがあります。（「ロスカットルール」といいます。詳しくは「13. 証拠金」の「(8) ロスカットの取扱い」をご参照下さい。）ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じる可能性があります。

当社は次の各号に定める事項にお客様のポジションが該当した際には、ロスカットルールを発動し、お客様に通知することなく、当社所定の方法において当該ポジションを反対売買し、決済する

ことができるものとします。

- (1) 証拠金維持率が50%を下回った場合。
- (2) 証拠金維持率とはお客様が保有するポジションに係る取引証拠金に対する純資産の比率で

あり以下の算式によって求めたものとします。

$$\text{証拠金維持率} = \text{純資産額} \div \text{ポジション必要証拠金} \times 100$$

※純資産については「14. 証拠金」の「(9)用語の説明」をご参照下さい。

DMM CFD-Index 取引、DMM CFD-Commodity 取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。ロスカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。

P12 10. 決済日 (受渡日)

P13 11. 取引時間

P13 12. 注文の種類

注文の種類は以下のとおりです。詳細は25ページのCFD取引に関する主要な用語をご覧ください。

- 成行 ● 指値 ● 逆指値 (ストップ注文) ● IFD (イフダン)
  - OCO (オーシーオー) ● IF0 (IFD+OCO) ● トレール ● 時間成行
- ※ トレール注文は、モバイルからは行えません。
- ※ 成行注文又は逆指値注文は、取引画面の提示価格よりもお客様に不利な価格で約定することがあります。
- ※ 指値注文は注文された価格で約定されます。前日の終値と

ことができるものとします。

- (1) 証拠金維持率が100%を下回った場合。
- (2) 証拠金維持率とはお客様が保有するポジションに係る取引証拠金に対する純資産の比率で

あり以下の算式によって求めたものとします。

$$\text{証拠金維持率} = \text{純資産額} \div \text{ポジション必要証拠金} \times 100$$

※純資産については「13. 証拠金」の「(9)用語の説明」をご参照下さい。

DMM CFD-Index 取引、DMM CFD-Commodity 取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。ロスカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。

P11 9. 決済日 (受渡日)

P11 10. 取引時間

P12 11. 注文の種類

注文の種類は以下のとおりです。詳細は22ページのCFD取引に関する主要な用語をご覧ください。

- 成行 ● 指値 ● 逆指値 (ストップ注文) ● IFD (イフダン)
  - OCO (オーシーオー) ● IF0 (IFD+OCO) ● トレール ● 時間成行
- ※ トレール注文は、モバイルからは行えません。
- ※ 成行注文又は逆指値注文は、取引画面の提示価格よりもお客様に不利な価格で約定することがあります。
- ※ 指値注文は注文された価格で約定されます。前日の終値と当日の始値が乖離する場合にも注文価格で取引が成立いたします。

当日の始値が乖離する場合にも注文価格で取引が成立いたします。相場の状況によっては成行注文より不利な価格で約定します。

※ 逆指値注文は指定価格での約定を保証するものではありません。相場の状況によってはお客様が意図しない損失を被る可能性がございます。

P14 13. 取引方法について

P14 14. 証拠金

(1) 証拠金の差入れ

DMM CFD-Commodity取引の注文をするときは、(2)の証拠金必要額を、当社に差入れて頂きます。ただし、初回入金は5万円以上となります。

(2) 証拠金必要額

証拠金必要額は注文時により変動いたします。

レバレッジ10倍のとき約10%、25倍のとき約4%、50倍のとき約2%、100倍のとき約1%となります。(GAS/USDに関しては100倍をご利用いただく事はできません。) よってUSD/JPY=90円の時、GOLD/USD (1,200.0) 100倍、1Lotを保有するのに必要な証拠金は1,080円となります。

(3) 不足金額の差入れ

す。相場の状況によっては成行注文より不利な価格で約定します。

※ 逆指値注文は指定価格での約定を保証するものではありません。相場の状況によってはお客様が意図しない損失を被る可能性がございます。

P12 12. 取引方法について

P13 13. 証拠金

(1) 証拠金の差入れ

DMM CFD-Commodity取引の注文をするときは、(2)の証拠金必要額以上の額を、当社に差入れて頂きます。ただし、初回入金は5万円以上となります。

(2) 証拠金必要額

証拠金必要額は注文時により変動いたします。

レバレッジ10倍のとき約10%、25倍のとき約4%、50倍のとき約2%、100倍のとき約1%となります。(GAS/USDに関しては100倍をご利用いただく事はできません。) 例えばUSD/JPY=90円の時、GOLD/USD (1,200.0) 100倍、1Lotを保有するのに必要な証拠金は1,080円となります。但し、注文発注時の証拠金は証拠金必要額の約130%となります。よってGOLD/USD (@1,200.0) 100倍1Lotを保有するのに必要な証拠金は1,404円となります。

(3) 証拠金の追加差入れ

マージンカットルールやロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。その場合、当該不足金額は現金で受渡日（発生日から起算して2営業日目）の正午までに当社に差入れてください。なお、期日までに不足金額の差入れがなされない場合には、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けます。

削除

P 15 (7) 追加証拠金の取扱い

毎営業日のマーケットクローズ後メンテナンス中の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が100%を下回った場合、追加証拠金が発生します。追加証拠金が発生した場合は、当社は次の各号に定める事項を、お客様に通知することなく、当社所定の方法においてできるものとしします。

(1) 新規取引の停止

(2) 出金予約及び振替出金の停止

(3) 全ての発注済みの未約定新規注文の取消

(4) 出金予約済みの場合は、出金予約の取消

(出金予約の取消で、追加証拠金額が0円になった場合は追加証拠金のご入金はありません)。

当社では、証拠金維持率が100%を下回った場合建玉を強制的に決済（「ロスカットルール」といいます。詳しくは、「(8) ロスカットの取扱い」をご参照下さい。）するため、原則として証拠金の追加差入れはありません。ただし、相場が急激に変動した場合には、ロスカットルールがあっても、証拠金の額を上回る損失が生じることがあります。その場合、当該不足金額は現金で発生日から起算して2営業日目の正午までに当社に差入れてください。

なお、当社の定める期日までに不足金額の差入れがなされない場合には、年率14.6%の割合による遅延損害金を申し受けます。

P 14 (7) アラートライン

新設

追加証拠金が発生した場合は、お客様は以下の期日までに、以下のいずれかの方法で追加証拠金額を0円とする必要があります。

(1) 追加証拠金額以上のご入金をすること。(FX口座からの振替入金、またはDMMCFD-Indexからの振替入金も含まれます。)

(2) 未決済ポジションの全部を決済すること。

(3) 未決済ポジションの一部決済、または、未決済ポジションの一部決済と追加証拠金額の一部入金により追加証拠金額を0円とすること。

※追加証拠金額は、お取引画面でご確認いただけます。

※相場変動等により証拠金維持率が100%以上に回復したとしてもマージンカットの対象外とはなりません。

追加証拠金発生日のマーケットクローズ後のメンテナンス開始前までに、追加証拠金額が0円とならない場合には、追加証拠金発生日の翌営業日のマーケットオープン後に、当社がお客様に事前に通知することなく、お客様の計算において、当社所定の方法で、当該ポジションを反対売買により強制決済（マージンカット）します。

<u>ポジション持越日</u>	<u>追加証拠金発生日</u>	<u>入金（決済） 期限日 (夏時間/ 冬時間)</u>	<u>マージンカ ット実行日</u>
<u>月曜日</u>	<u>火曜日</u>	<u>水曜日5:50 /6:50</u>	<u>水曜日</u>
<u>火曜日</u>	<u>水曜日</u>	<u>木曜日5:50 /6:50</u>	<u>木曜日</u>
<u>水曜日</u>	<u>木曜日</u>	<u>金曜日5:50 /6:50</u>	<u>金曜日</u>



木曜日	金曜日	土曜日 4:50 ／5:50 (注 1)	月曜日
金曜日	月曜日	火曜日 5:50 ／6:50	火曜日

※振込人名義相違、クイック入金エラー、銀行休業日等により入金期限までに入金当社で確認できない場合には、全ての未決済ポジションを反対売買によりマージンカットします。

※証拠金維持率が50%以下となった場合には、追加証拠金額に関わらず、全ての未約定注文の取消及び全ての未決済ポジションにロスカットルールが発動されます。

※マージンカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。急激な相場変動など為替レートの状況によっては、損失の額がお客様の預託されている証拠金を上回り、証拠金残高がマイナスとなる場合があります。

※DMM CFD-Index、DMM CFD-Commodity取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。マージンカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。

(注1) 金曜日マーケットクローズ後、翌週月曜日のマーケットオープン前までにご入金をいただきましても、翌週月曜日のマーケットオープン後にマージンカットします。

#### P16 (8) ロスカットの取扱い

ロスカットラインである証拠金維持率が50%を下回った場合、全ての未約定注文を取り消し、即時にすべての未決済建玉をロスカットします。また、その損失の額が預入証拠金の額を上回ること

#### P14 (8) ロスカットの取扱い

ロスカットラインである証拠金維持率が100%を下回った場合、全ての未約定注文を取り消し、即時にすべての未決済建玉をロスカットします。また、その損失の額が預入証拠金の額を上回ること

があります。なお、証拠金維持率は以下の式となります。

※ 証拠金維持率 = 純資産 ÷ ポジション必要証拠金 × 100

※ ロスカット作動時は、全ての受注注文が取り消されます。

※ 逆指値注文の設定した価格によっては、ロスカット注文を優先する場合があります。

※ ロスカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。急激な相場変動など市場価格の状況によっては、損失の額がお客様の預託されている証拠金を上回り、証拠金残高がマイナスとなる場合があります。

DMM CFD-Commodity取引、DMM CFD-Index取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。ロスカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。システム障害等の原因により、予定された通りにロスカット取引の手続きが行われなかった場合、想定以上の損失が発生し、又は預かった証拠金以上の損失が発生するおそれがあり、また、その場合の原因が当社の責に帰すことができない事由については、免責とすることがあります。

(9) 用語の説明

用語	説明
預託証拠金残高	決済済みで未受渡の金額を含む取引日基準の証拠金残高
ポジション必要証拠金	その時点のポジションを持つために必要な証拠金
注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金

があります。なお、証拠金維持率は以下の式となります。

※ 証拠金維持率 = 純資産 ÷ ポジション必要証拠金 × 100

※ ロスカット作動時は、全ての受注注文が取り消されます。

※ 逆指値注文の設定した価格によっては、ロスカット注文を優先する場合があります。

※ ロスカットは、必ずしもお客様の損失を限定するものではありません。急激な相場変動など市場価格の状況によっては、損失の額がお客様の預託されている証拠金を上回り、証拠金残高がマイナスとなる場合があります。

DMM CFD-Commodity取引、DMM CFD-Index取引の区分ごとにそれぞれ個別の管理となり、損益等は合算されません。ロスカットルールもそれぞれ個別に計算され執行されます。

(9) 用語の説明

用語	説明
預託証拠金残高	決済済みで未受渡の金額を含む取引日基準の証拠金残高
ポジション必要証拠金	その時点のポジションを持つために必要な証拠金
注文証拠金	未約定の注文に係る証拠金

証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合
評価損益	その時点のポジションに対する未決済スワップ金額を含む評価額
建玉評価損	その時点のポジションに対する評価額 (スワップ含まず)
建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額
出金可能額	出金予約できる金額。但し決済済み未受渡決済益については受渡後に 出金可能となります。
純資産	預託証拠金に評価損益を加え、出金拘束金を差し引いた額
追加証拠金額	毎営業日の証拠金維持率判定において、 <u>証拠金維持率が100%を下回った場合、発生するポジション必要証拠金の不足額をいいます。</u> ポジション必要証拠金額 - 純資産

P 17 15. 証拠金等の入金・出金

P 19 16. 決済に伴う金銭の授受

P 19 17. 益金に係る税金

証拠金維持率	取引内容に対する証拠金の余力の割合
評価損益	その時点のポジションに対する未決済スワップ金額を含む評価額
建玉評価損	その時点のポジションに対する評価額 (スワップ含まず)
建玉可能額	新規建玉に利用できる証拠金額
出金可能額	出金予約できる金額。但し決済済み未受渡決済益については受渡後に 出金可能となります。
純資産	預託証拠金に評価損益を加え、出金拘束金を差し引いた額

P 14 14. 証拠金等の入金・出金

P 16 15. 決済に伴う金銭の授受

P 16 16. 益金に係る税金

P 25 DMM CFD-Commodity 取引及びその受託に関する主要な用語の定義

削除

□追加証拠金（つかししょうきん）

毎営業日の証拠金維持率判定において、証拠金維持率が10%を下回った場合、発生するポジション必要証拠金の不足額をいいます。

□マージンカット—Margin cut

追加証拠金発生日のマーケットクローズ後のメンテナンス開始前までに、追加証拠金額が0円とならない場合に、追加証拠金発生日の翌営業日のマーケットオープン後に、お客様の全ての未決済ポジションを反対売買により強制決済することをいいます。

P 2 9

平成23年1月1日 制定

平成22年1月22日 改訂

平成23年3月19日 改訂

P 22 店頭商品デリバティブ取引及びその受託に関する主要な用語の定義

□アラートライン—Alert line

ロスカットルールの注意を促す目的で設定する証拠金維持率をいいます。証拠金維持率がアラートラインを下回る場合、もしくは当該注文の執行によって下回る場合は、新規注文の発注はできません。

新設

新設

P 2 4

平成23年1月1日 制定

平成22年1月22日 改訂